

令和3年3月15日

## 保安教育の徹底について

中部近畿産業保安監督部鉱山保安課  
中部近畿産業保安監督部鉱害防止課

新年度を迎えたに鉱山労働者となる方が入社される時期となりました。

各鉱山におかれましては、以下を参考として鉱山労働者等に対する保安教育を徹底していくべき、鉱山労働者等の保安意識向上に努め、危害及び鉱害の防止に万全を期していただけようお願いいたします。

なお、保安教育の実施に際しては、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、出席者の健康状態の確認、マスクの着用、手指の消毒、間隔の確保及び会場レイアウトの工夫、換気の実施並びに効率の良い進行等を徹底するよう併せてお願いいたします。

1. 新たに鉱山労働者となる者には、保安規程に基づき必要となる保安教育を施したうえで鉱山における作業に従事させること。
2. 車両系鉱山機械及び自動車を運転する作業等、危険な作業に従事させる鉱山労働者には、保安規程に基づく必要な保安教育を施したうえで当該作業に従事させること。  
なお、自動車及び車両系鉱山機械の搭乗者がシートベルトをしていなかったことで、災害が重篤化する事例が散見されるため、保安教育においてシートベルトの装着の指導を徹底すること。
3. 特に危険な作業である発破に関する作業に従事させる鉱山労働者には、鉱山保安法施行規則第30条に基づき必要な保安教育を施したうえで当該作業に従事させること。
4. 保安教育を施したときは、保安規程に基づき実施日、場所、時間、教育の内容、教育者氏名及び被教育者氏名等を記録し定められた期間保存すること。
5. 庸車のダンプトラック運転手、工事業者など非鉱山労働者には、保安規程に定めがなくとも構内走行ルールの徹底、保護具の着用等、鉱山において安全を確保するための事項を周知徹底すること。
6. その他、保安規程に定められた保安教育に関するルール(鉱山作業技能者証明書の交付等)を確実に実施すること。
7. 東海北陸鉱山会が主催する作業講習会に鉱山労働者を積極的に参加させること。